

○国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の八第二号の規定に基づき、壁等の加熱面以外の面のうち防火上支障がないものを次のように定める。

令和 年 月 日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

壁等の加熱面以外の面のうち防火上支障がないものを定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の八第二号に規定する壁等の加熱面以外の面のうち防火上支障がないものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 耐力壁である壁及び防火設備で構成される壁等又は壁、柱及びはり並びに防火設備で構成される壁等により区画する場合 壁等である防火設備の面で、次に掲げる基準に適合するもの

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合する防火設備の面であること。

(1) 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けたものであること。

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定めるものであること。

(i) 六十分を超え、九十分以下である場合 令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第十一項に規定する九十分間防火設備

(ii) 六十分以下である場合 特定防火設備

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合する隣接室（壁等の加熱面以外の面が面する室をいう。以下同じ。）に面するものであること。

(1) 当該隣接室を構成する壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該隣接室を構成する建築物の部分（壁等である防火設備を除く。）及び収納可燃物の温度が、これらが燃焼する温度以上に上昇しないものであること。

(2) 平成十二年建設省告示第千四百四十号各号のいずれかに掲げる室に該当するものであって、次に掲げる基準に適合するものであること。

(i) 当該隣接室を構成する壁、天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）及び床（いずれも壁等である防火設備の加熱面以外の面の表面の各点から次の表の上欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる式によって計算した下地燃焼距離以下の距離にある部分に限る。）の室内に面する部分の下地が、次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる基準に適合するものであること。

(一) 準不燃材料で造られたものであること。

(二) 次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものであって、当該防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分を、当該部分の裏面に当て木を設ける等当該隣接室の内部への炎の進入を有効に防止することができる構造とするものであること。

(イ) 塗厚さが二十五ミリメートル以上のせつこう

(ロ) 塗厚さが四十五ミリメートル以上のモルタル

(ハ) 強化せつこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせつこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が二十七・五ミリメートル以上のもの

(ニ) せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が三十ミリメートル以上のもの

(ホ) 塗厚さが三十ミリメートル以上のセメント混入せつこう（かさ比重を一・五以上、せつこうの含有率を五十九パーセント以上、無機質骨材と無機質混和材の含有率の合計を四十パーセント以下とし、かつ、有機質混和剤の含有率を一パーセント以下としたものに限る。）

|                                                      |                 |
|------------------------------------------------------|-----------------|
| 火災継続予測時間                                             | 下地燃焼距離（単位　メートル） |
| 一時間を超え、九十分間以下である場合                                   | $1.2\sqrt{A}$   |
| 一時間以下である場合                                           | $\sqrt{A}$      |
| この表において、 <b>A</b> は、壁等である防火設備の面積（単位　平方メートル）を表すものとする。 |                 |

(ii) 当該隣接室を構成する壁、天井及び床（いずれも壁等である防火設備の加熱面以外の面の表面の各点から次の表の上欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる式によって計算した仕上げ燃焼距離以下の距離にある部分に限る。）の室内に面する部分の仕上げが、準不燃材料でされたものであること。

| 火災継続予測時間                                             |  | 仕上げ燃焼距離（単位　メートル） |
|------------------------------------------------------|--|------------------|
| 一時間を超え、九十分間以下である場合                                   |  | $1.6\sqrt{A}$    |
| 一時間以下である場合                                           |  | $1.3\sqrt{A}$    |
| この表において、 <b>A</b> は、壁等である防火設備の面積（単位　平方メートル）を表すものとする。 |  |                  |

二 火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する部分（以下「区画室等」という。）を構成する壁等により区画する場合 壁等である防火設備の面で、次に掲げる基準に適合するものの

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合する防火設備の面であること。

(1) 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項、令第百八条

の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けたものであること。

- (2) 次の(i)又は(ii)に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定めるものであること。

(i) 六十分を超え、九十分以下である場合 特定防火設備

(ii) 六十分以下である場合 令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第十三項に規定する四十五分間防火設備

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合する区画室等又は隣接室（壁等の加熱面以外の面（屋内に面するもの）に限り、壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場合にあっては、当該室の内部に面するものを除く。）が面する室に限る。以下このロにおいて同じ。）に面すること。

- (1) 当該区画室等又は当該隣接室に面する壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等の加熱面以外の面（区画室等の室内に面する部分に限り、壁等である防火設備の面を除く。）、当該隣接室を構成する建築物の部分（壁等である防火設備を除く。）及び収納可燃物の温度が、これらが燃焼する温度以上に上昇しないこと。

- (2) 平成十二年建設省告示第千四百四十号各号のいずれかに掲げる室に該当するものであって、次に掲げる基準に適合するものであること。

(i) 当該区画室等及び当該隣接室を構成する壁、天井及び床（いずれも壁等である防火設備の加熱面以外の面の表面の各点から次の表の上欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる式によって計算した下地燃焼距離以下の距離にある部分に限る。）の室内に面する部分の下地が、次の（一）又は（二）のいずれかに掲げる基準に適合するものであること。

（一） 準不燃材料で造られたものであること。

（二） 前号ロ（2）（i）（ii）から（ホ）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものであって、当該防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分を、当該部分の裏面に当て木を設ける等当該区画室等及び当該隣接室の内部への炎の進入を有効に防止することができる構造とするものであること。

| 火災継続予測時間           | 下地燃焼距離（単位　メートル） |
|--------------------|-----------------|
| 一時間を超え、九十分間以下である場合 | $\sqrt{A}$      |
| 一時間以下である場合         | $0.9\sqrt{A}$   |

この表において、**A** は、壁等である防火設備の面積（単位 平方メートル）を表すものとする。

(ii) 当該区画室等及び当該隣接室を構成する壁、天井及び床（いずれも壁等である防火設備の加熱面以外の面の表面の各点から次の表の上欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる式によって計算した仕上げ燃焼距離以下の距離にある部分に限る。）の室内に面する部分の仕上げが、準不燃材料でされたものであること。

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 火災継続予測時間           | 仕上げ燃焼距離（単位 メートル） |
| 一時間を超え、九十分間以下である場合 | $1.3\sqrt{A}$    |
| 一時間以下である場合         | $1.2\sqrt{A}$    |

この表において、**A**は、壁等である防火設備の面積（単位 平方メートル）を表すものとする。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

### （壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件の廃止）

第二条 壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号）は、廃止する。